

保保発 1 1 1 8 第 1 号
平成 2 5 年 1 1 月 1 8 日

全国健康保険協会理事長 殿

厚生労働省保険局保険課長
(公 印 省 略)

「配偶者からの暴力を受けた被扶養者の取扱い等について」の
一部改正について

配偶者からの暴力を受けた被扶養者の取扱い等については、平成 2 0 年 2 月 5 日付け保保発第 0 2 0 5 0 0 1 号厚生労働省保険局保険課長通知「配偶者からの暴力を受けた被扶養者の取扱い等について」でお示ししてきたところであるが、今般、婦人相談所等が発行する証明書等の趣旨の明確化を図るため、下記のとおり通知の一部を改正することとしたので、御了知願いたい。

記

1 中「期待できないため」を「期待できない。このため」に、「の被害を受けている旨」を「を理由として保護した旨」に改め、「当該同伴者についても被扶養者から外れることができること。」の次に「なお、この証明書は、被保険者からの暴力を理由として保護したことを証明するものであって、被保険者からの暴力があった事実を証明するものではないことに留意されたい。」を加える。

別添 2 中「、配偶者からの暴力を理由として保護した者に対して婦人相談所等が発行するものであり、社会保険事務所等」を「婦人相談所等が発行するものであり、被保険者からの暴力を理由として保護したことを証明するものであって、被保険者からの暴力があった事実を証明するものではない。なお、年金事務所等」に、「社会保険事務所等に確認」を「年金事務所等に確認」に改める。

平成 20 年 2 月 5 日付け保保発第 0205001 号「配偶者からの暴力を受けた被扶養者の取扱い等について」 新旧対照表
(傍線の部分は変更箇所)

改 正 後	現 行
<p style="text-align: right;">保保発 1118 第 1 号 平成 25 年 11 月 18 日</p> <p style="text-align: center;">配偶者からの暴力を受けた被扶養者の取扱い等について</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 被害者に係る被扶養者認定の取扱いについて 基本方針中第 2 の 7 の (6) ウにおいては、「被害者は、被害を受けている旨の証明書を持って保険者に申し出ることにより、被扶養者又は組合員の世帯に属する者から外れること」と定められている。 健康保険の被扶養者から外れる手続については、被保険者からの届出に基づいて行われているところであるが、配偶者である被保険者からの暴力を受けた被扶養者が被扶養者から外れるに当たっては、当該届出は期待できない。このため、当該被保険者から届出がなされなくとも、被害者から、婦人相談所が発行する配偶者からの暴力を理由として保護した旨の証明書（以下「証明書」という。別添 2 参考）を添付して被扶養者から外れる旨の申出がなされた場合には、被扶養者から外れることができること。また、証明書において、当該被害者の同伴者についても同様の証明がなされている場合においては、当該同伴者についても被扶養者から外れることができること。</p>	<p style="text-align: right;">保保発第 0205001 号 平成 20 年 2 月 5 日</p> <p style="text-align: center;">配偶者からの暴力を受けた被扶養者の取扱い等について</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 被害者に係る被扶養者認定の取扱いについて 基本方針中第 2 の 7 の (6) ウにおいては、「被害者は、被害を受けている旨の証明書を持って保険者に申し出ることにより、被扶養者又は組合員の世帯に属する者から外れること」と定められている。 健康保険の被扶養者から外れる手続については、被保険者からの届出に基づいて行われているところであるが、配偶者である被保険者からの暴力を受けた被扶養者が被扶養者から外れるに当たっては、当該届出は期待できないため、当該被保険者から届出がなされなくとも、被害者から、婦人相談所が発行する配偶者からの暴力の被害を受けている旨の証明書（以下「証明書」という。別添 2 参考）を添付して被扶養者から外れる旨の申出がなされた場合には、被扶養者から外れることができること。また、証明書において、当該被害者の同伴者についても同様の証明がなされている場合においては、当該同伴者についても被扶養者から外れることができること。</p>

なお、この証明書は、被保険者からの暴力を理由として保護したことを証明するものであって、被保険者からの暴力があった事実を証明するものではないことに留意されたい。

また、裁判所が発行する法第10条に基づく保護命令に係る書類や、配偶者暴力相談支援センター等の公的機関が発行する配偶者からの暴力を理由として保護した旨の証書についても、証明書と同様の取扱いとする。

上記の被扶養者から外れる手続は、次のとおりである。

(1) 保険者は、被害者から上記の申出がなされた場合には、配偶者である被保険者の個人情報保護の観点から、当該被保険者に対して、一定の期間を設けた上で、当該被害者を被扶養者から外す届出を事業主を経由して行うよう、直接指導すること。

一定の期間内に当該届出がなされない場合には、当該被害者を被扶養者から外した上で、その旨事業主及び当該被保険者に対し通知すること（別添3及び4参考）。

(2) 被害者が被扶養者から外れた後に国民健康保険等に参加するためには、被扶養者から外れたことの証明が必要となることから、保険者は、被扶養者から外した旨を被害者に対し文書を以て通知すること。

(3) 上記の取扱いに当たっては、被害者の居所などが配偶者である被保険者などに伝わることをないようにするなど、被扶養者又は被扶養者であった者が被害者であることに十分配慮すること。

なお、当該被保険者から被害者に係る被扶養者届が再び提出された場合には、被害者本人の意向を確認するなど、被扶養者認定について

また、裁判所が発行する法第10条に基づく保護命令に係る書類や、配偶者暴力相談支援センター等の公的機関が発行する配偶者からの暴力の被害を受けている旨の証書についても、証明書と同様の取扱いとする。

上記の被扶養者から外れる手続は、次のとおりである。

(1) 保険者は、被害者から上記の申出がなされた場合には、配偶者である被保険者の個人情報保護の観点から、当該被保険者に対して、一定の期間を設けた上で、当該被害者を被扶養者から外す届出を事業主を経由して行うよう、直接指導すること。

一定の期間内に当該届出がなされない場合には、当該被害者を被扶養者から外した上で、その旨事業主及び当該被保険者に対し通知すること（別添3及び4参考）。

(2) 被害者が被扶養者から外れた後に国民健康保険等に参加するためには、被扶養者から外れたことの証明が必要となることから、保険者は、被扶養者から外した旨を被害者に対し文書を以て通知すること。

(3) 上記の取扱いに当たっては、被害者の居所などが配偶者である被保険者などに伝わることをないようにするなど、被扶養者又は被扶養者であった者が被害者であることに十分配慮すること。

なお、当該被保険者から被害者に係る被扶養者届が再び提出された場合には、被害者本人の意向を確認するなど、被扶養者認定について

<p>慎重に判断すること。</p> <p>2・3・4 (略)</p> <p style="text-align: right;">(別添1)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: right;">(別添2)</p> <p style="text-align: center;">(表面)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: right;">(裏面)</p> <p>※1 配偶者からの暴力を理由として保護した者の氏名を記入すること。 「保護した者」には、「婦人相談所もしくは婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターにおいて、または、婦人相談員が来所相談を受けた者」も含む。</p> <p>※2 配偶者からの暴力を理由として保護した者に子どもなどの同伴者がいる場合には、その者の氏名を記入すること。(同伴者が4人以上いる場合、別紙としてこの様式を使用すること。)</p> <p>※3 保険者において事務が終了した場合等の連絡先(関係機関や代理人の名称、電話番号も可)を記入すること。 なお、被害者が被扶養者から外れた旨の通知の郵送を希望する場合は、宛先(関係機関や代理人の住所も可)を記入すること。</p> <p>※4 婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターが相談を受け付けた場合のみ記入すること。なお、同支援センターが証明書を発行する場合は空欄で可。</p> <p>※5 代表者氏名については、記載することが適当でない場合は、省略すること。</p>	<p>慎重に判断すること。</p> <p>2・3・4 (略)</p> <p style="text-align: right;">(別添1)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: right;">(別添2)</p> <p style="text-align: center;">(表面)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: right;">(裏面)</p> <p>※1 配偶者からの暴力を理由として保護した者の氏名を記入すること。 「保護した者」には、「婦人相談所もしくは婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターにおいて、または、婦人相談員が来所相談を受けた者」も含む。</p> <p>※2 配偶者からの暴力を理由として保護した者に子どもなどの同伴者がいる場合には、その者の氏名を記入すること。(同伴者が4人以上いる場合、別紙としてこの様式を使用すること。)</p> <p>※3 保険者において事務が終了した場合等の連絡先(関係機関や代理人の名称、電話番号も可)を記入すること。 なお、被害者が被扶養者から外れた旨の通知の郵送を希望する場合は、宛先(関係機関や代理人の住所も可)を記入すること。</p> <p>※4 婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターが相談を受け付けた場合のみ記入すること。なお、同支援センターが証明書を発行する場合は空欄で可。</p> <p>※5 代表者氏名については、記載することが適当でない場合は、省略すること。</p>
---	---

- ※6 配偶者暴力相談支援センターに指定されていない機関において、
婦人相談員が相談を受け付けた場合のみ記入すること。
- ※7 配偶者暴力相談支援センターが証明書を発行する場合は、配偶者
暴力相談支援センターの名称等を記入すること。
- ※8 不明である場合には空欄にすること。

(その他)

- 1 証明書の太枠内は原則被害者の保護を行った機関等が記入し、健
康保険の加入状況は被害者本人が記入すること。
- 2 この証明書は婦人相談所等が発行するものであり、被保険者から
の暴力を理由として保護したことを証明するものであって、被保険
者からの暴力があった事実を証明するものではない。なお、年金事
務所等に被扶養者認定を外す等の申請を行う際にこの証明書を添付
することとなる。
- 3 2の申請の際は、被害者本人が、この証明書を含む必要書類やそ
の提出方法等について、事前に年金事務所等に確認すること。
- 4 保険者においては、証明書に記載されている相談機関等や証明書
を発行した婦人相談所の名称等の取扱いについては十分配慮されたい。

(別添3)

(略)

(別添4)

(略)

- ※6 配偶者暴力相談支援センターに指定されていない機関において、
婦人相談員が相談を受け付けた場合のみ記入すること。
- ※7 配偶者暴力相談支援センターが証明書を発行する場合は、配偶者
暴力相談支援センターの名称等を記入すること。
- ※8 不明である場合には空欄にすること。

(その他)

- 1 証明書の太枠内は原則被害者の保護を行った機関等が記入し、健
康保険の加入状況は被害者本人が記入すること。
- 2 この証明書は、配偶者からの暴力を理由として保護した者に対し
て婦人相談所等が発行するものであり、社会保険事務所等に被扶養
者認定を外す等の申請を行う際にこの証明書を添付することとな
る。
- 3 2の申請の際は、被害者本人が、この証明書を含む必要書類やそ
の提出方法等について、事前に社会保険事務所等に確認すること。
- 4 保険者においては、証明書に記載されている相談機関等や証明書
を発行した婦人相談所の名称等の取扱いについては十分配慮されたい。

(別添3)

(略)

(別添4)

(略)

保保発 1 1 1 8 第 2 号
平成 2 5 年 1 1 月 1 8 日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省保険局保険課長
（公 印 省 略）

「配偶者からの暴力を受けた被扶養者の取扱い等について」の
一部改正について

標記については、別紙のとおり、健康保険組合理事長あて通知したので、御了知願
いたい。

(別紙)

保保発 1 1 1 8 第 3 号
平成 2 5 年 1 1 月 1 8 日

健康保険組合理事長 殿

厚生労働省保険局保険課長
(公 印 省 略)

「配偶者からの暴力を受けた被扶養者の取扱い等について」の
一部改正について

配偶者からの暴力を受けた被扶養者の取扱い等については、平成 2 0 年 2 月 5 日付け保保発第 0 2 0 5 0 0 3 号厚生労働省保険局保険課長通知「配偶者からの暴力を受けた被扶養者の取扱い等について」でお示ししてきたところであるが、今般、婦人相談所等が発行する証明書等の趣旨の明確化を図るため、下記のとおり通知の一部を改正することとしたので、御了知願いたい。

記

1 中「期待できないため」を「期待できない。このため」に、「の被害を受けている旨」を「を理由として保護した旨」に改め、「当該同伴者についても被扶養者から外れることができること。」の次に「なお、この証明書は、被保険者からの暴力を理由として保護したことを証明するものであって、被保険者からの暴力があった事実を証明するものではないことに留意されたい。」を加える。

別添 2 中「、配偶者からの暴力を理由として保護した者に対して婦人相談所等が発行するものであり、社会保険事務所等」を「婦人相談所等が発行するものであり、被保険者からの暴力を理由として保護したことを証明するものであって、被保険者からの暴力があった事実を証明するものではない。なお、年金事務所等」に、「社会保険事務所等に確認」を「年金事務所等に確認」に改める。

保 保 発 1 1 1 8 第 3 号
平成 2 5 年 1 1 月 1 8 日

健康保険組合理事長 殿

厚生労働省保険局保険課長
(公 印 省 略)

「配偶者からの暴力を受けた被扶養者の取扱い等について」の
一部改正について

配偶者からの暴力を受けた被扶養者の取扱い等については、平成20年2月5日付け保保発第0205003号厚生労働省保険局保険課長通知「配偶者からの暴力を受けた被扶養者の取扱い等について」でお示ししてきたところであるが、今般、婦人相談所等が発行する証明書等の趣旨の明確化を図るため、下記のとおり通知の一部を改正することとしたので、御了知願いたい。

記

1中「期待できないため」を「期待できない。このため」に、「の被害を受けている旨」を「を理由として保護した旨」に改め、「当該同伴者についても被扶養者から外れることができること。」の次に「なお、この証明書は、被保険者からの暴力を理由として保護したことを証明するものであって、被保険者からの暴力があった事実を証明するものではないことに留意されたい。」を加える。

別添2中「、配偶者からの暴力を理由として保護した者に対して婦人相談所等が発行するものであり、社会保険事務所等」を「婦人相談所等が発行するものであり、被保険者からの暴力を理由として保護したことを証明するものであって、被保険者からの暴力があった事実を証明するものではない。なお、年金事務所等」に、「社会保険事務所等に確認」を「年金事務所等に確認」に改める。

平成 20 年 2 月 5 日付け保保発第 0205003 号「配偶者からの暴力を受けた被扶養者の取扱い等について」 新旧対照表
(傍線の部分は変更箇所)

改 正 後	現 行
<p style="text-align: right;">保保発 1118 第 3 号 平成 25 年 11 月 18 日</p> <p style="text-align: center;">配偶者からの暴力を受けた被扶養者の取扱い等について</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 被害者に係る被扶養者認定の取扱いについて 基本方針中第 2 の 7 の (6) ウにおいては、「被害者は、被害を受けている旨の証明書を持って保険者に申し出ることにより、被扶養者又は組合員の世帯に属する者から外れること」と定められている。 健康保険の被扶養者から外れる手続については、被保険者からの届出に基づいて行われているところであるが、配偶者である被保険者からの暴力を受けた被扶養者が被扶養者から外れるに当たっては、当該届出は期待できない。このため、当該被保険者から届出がなされなくとも、被害者から、婦人相談所が発行する配偶者からの暴力を理由として保護した旨の証明書（以下「証明書」という。別添 2 参考）を添付して被扶養者から外れる旨の申出がなされた場合には、被扶養者から外れることができること。また、証明書において、当該被害者の同伴者についても同様の証明がなされている場合においては、当該同伴者についても被扶養者から外れることができること。</p>	<p style="text-align: right;">保保発第 0205003 号 平成 20 年 2 月 5 日</p> <p style="text-align: center;">配偶者からの暴力を受けた被扶養者の取扱い等について</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 被害者に係る被扶養者認定の取扱いについて 基本方針中第 2 の 7 の (6) ウにおいては、「被害者は、被害を受けている旨の証明書を持って保険者に申し出ることにより、被扶養者又は組合員の世帯に属する者から外れること」と定められている。 健康保険の被扶養者から外れる手続については、被保険者からの届出に基づいて行われているところであるが、配偶者である被保険者からの暴力を受けた被扶養者が被扶養者から外れるに当たっては、当該届出は期待できないため、当該被保険者から届出がなされなくとも、被害者から、婦人相談所が発行する配偶者からの暴力の被害を受けている旨の証明書（以下「証明書」という。別添 2 参考）を添付して被扶養者から外れる旨の申出がなされた場合には、被扶養者から外れることができること。また、証明書において、当該被害者の同伴者についても同様の証明がなされている場合においては、当該同伴者についても被扶養者から外れることができること。</p>

なお、この証明書は、被保険者からの暴力を理由として保護したことを証明するものであって、被保険者からの暴力があった事実を証明するものではないことに留意されたい。

また、裁判所が発行する法第10条に基づく保護命令に係る書類や、配偶者暴力相談支援センター等の公的機関が発行する配偶者からの暴力を理由として保護した旨の証書についても、証明書と同様の取扱いとする。

上記の被扶養者から外れる手続は、次のとおりである。

(1) 保険者は、被害者から上記の申出がなされた場合には、配偶者である被保険者の個人情報保護の観点から、当該被保険者に対して、一定の期間を設けた上で、当該被害者を被扶養者から外す届出を事業主を経由して行うよう、直接指導すること。

一定の期間内に当該届出がなされない場合には、当該被害者を被扶養者から外した上で、その旨事業主及び当該被保険者に対し通知すること（別添3及び4参考）。

(2) 被害者が被扶養者から外れた後に国民健康保険等に参加するためには、被扶養者から外れたことの証明が必要となることから、保険者は、被扶養者から外した旨を被害者に対し文書を以て通知すること。

(3) 上記の取扱いに当たっては、被害者の居所などが配偶者である被保険者などに伝わることをないようにするなど、被扶養者又は被扶養者であった者が被害者であることに十分配慮すること。

なお、当該被保険者から被害者に係る被扶養者届が再び提出された場合には、被害者本人の意向を確認するなど、被扶養者認定について

また、裁判所が発行する法第10条に基づく保護命令に係る書類や、配偶者暴力相談支援センター等の公的機関が発行する配偶者からの暴力の被害を受けている旨の証書についても、証明書と同様の取扱いとする。

上記の被扶養者から外れる手続は、次のとおりである。

(1) 保険者は、被害者から上記の申出がなされた場合には、配偶者である被保険者の個人情報保護の観点から、当該被保険者に対して、一定の期間を設けた上で、当該被害者を被扶養者から外す届出を事業主を経由して行うよう、直接指導すること。

一定の期間内に当該届出がなされない場合には、当該被害者を被扶養者から外した上で、その旨事業主及び当該被保険者に対し通知すること（別添3及び4参考）。

(2) 被害者が被扶養者から外れた後に国民健康保険等に参加するためには、被扶養者から外れたことの証明が必要となることから、保険者は、被扶養者から外した旨を被害者に対し文書を以て通知すること。

(3) 上記の取扱いに当たっては、被害者の居所などが配偶者である被保険者などに伝わることをないようにするなど、被扶養者又は被扶養者であった者が被害者であることに十分配慮すること。

なお、当該被保険者から被害者に係る被扶養者届が再び提出された場合には、被害者本人の意向を確認するなど、被扶養者認定について

<p>慎重に判断すること。</p> <p>2・3・4 (略)</p> <p>(略) (別添1)</p> <p>(略) (別添2)</p> <p>(略) (表面)</p> <p>(略) (裏面)</p> <p>※1 配偶者からの暴力を理由として保護した者の氏名を記入すること。 「保護した者」には、「婦人相談所もしくは婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターにおいて、または、婦人相談員が来所相談を受けた者」も含む。</p> <p>※2 配偶者からの暴力を理由として保護した者に子どもなどの同伴者がいる場合には、その者の氏名を記入すること。(同伴者が4人以上いる場合、別紙としてこの様式を使用すること。)</p> <p>※3 保険者において事務が終了した場合等の連絡先(関係機関や代理人の名称、電話番号も可)を記入すること。 なお、被害者が被扶養者から外れた旨の通知の郵送を希望する場合は、宛先(関係機関や代理人の住所も可)を記入すること。</p> <p>※4 婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターが相談を受け付けた場合のみ記入すること。なお、同支援センターが証明書を発行する場合は空欄で可。</p> <p>※5 代表者氏名については、記載することが適当でない場合は、省略すること。</p>	<p>慎重に判断すること。</p> <p>2・3・4 (略)</p> <p>(略) (別添1)</p> <p>(略) (別添2)</p> <p>(略) (表面)</p> <p>(略) (裏面)</p> <p>※1 配偶者からの暴力を理由として保護した者の氏名を記入すること。 「保護した者」には、「婦人相談所もしくは婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターにおいて、または、婦人相談員が来所相談を受けた者」も含む。</p> <p>※2 配偶者からの暴力を理由として保護した者に子どもなどの同伴者がいる場合には、その者の氏名を記入すること。(同伴者が4人以上いる場合、別紙としてこの様式を使用すること。)</p> <p>※3 保険者において事務が終了した場合等の連絡先(関係機関や代理人の名称、電話番号も可)を記入すること。 なお、被害者が被扶養者から外れた旨の通知の郵送を希望する場合は、宛先(関係機関や代理人の住所も可)を記入すること。</p> <p>※4 婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターが相談を受け付けた場合のみ記入すること。なお、同支援センターが証明書を発行する場合は空欄で可。</p> <p>※5 代表者氏名については、記載することが適当でない場合は、省略すること。</p>
--	--

- ※6 配偶者暴力相談支援センターに指定されていない機関において、
婦人相談員が相談を受け付けた場合のみ記入すること。
- ※7 配偶者暴力相談支援センターが証明書を発行する場合は、配偶者
暴力相談支援センターの名称等を記入すること。
- ※8 不明である場合には空欄にすること。

(その他)

- 1 証明書の太枠内は原則被害者の保護を行った機関等が記入し、健
康保険の加入状況は被害者本人が記入すること。
- 2 この証明書は婦人相談所等が発行するものであり、被保険者から
の暴力を理由として保護したことを証明するものであって、被保険
者からの暴力があった事実を証明するものではない。なお、年金事
務所等に被扶養者認定を外す等の申請を行う際にこの証明書を添付
することとなる。
- 3 2の申請の際は、被害者本人が、この証明書を含む必要書類やそ
の提出方法等について、事前に年金事務所等に確認すること。
- 4 保険者においては、証明書に記載されている相談機関等や証明書
を発行した婦人相談所の名称等の取扱いについては十分配慮されたい。

(別添3)

(略)

(別添4)

(略)

- ※6 配偶者暴力相談支援センターに指定されていない機関において、
婦人相談員が相談を受け付けた場合のみ記入すること。
- ※7 配偶者暴力相談支援センターが証明書を発行する場合は、配偶者
暴力相談支援センターの名称等を記入すること。
- ※8 不明である場合には空欄にすること。

(その他)

- 1 証明書の太枠内は原則被害者の保護を行った機関等が記入し、健
康保険の加入状況は被害者本人が記入すること。
- 2 この証明書は、配偶者からの暴力を理由として保護した者に対し
て婦人相談所等が発行するものであり、社会保険事務所等に被扶養
者認定を外す等の申請を行う際にこの証明書を添付することとな
る。
- 3 2の申請の際は、被害者本人が、この証明書を含む必要書類やそ
の提出方法等について、事前に社会保険事務所等に確認すること。
- 4 保険者においては、証明書に記載されている相談機関等や証明書
を発行した婦人相談所の名称等の取扱いについては十分配慮されたい。

(別添3)

(略)

(別添4)

(略)